

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月 4 日
【会社名】	株式会社極洋
【英訳名】	KYOKUYOU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今 井 賢 司
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	03(5545)0703
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 木 山 修 一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	03(5545)0703
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 木 山 修 一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 149,264,570円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	47,918株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年8月4日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	47,918株	149,264,570	
一般募集			
計(総発行株式)	47,918株	149,264,570	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,115		1	平成29年8月21日		平成29年8月21日

- (注) 1. 本有価証券届出書の効力発生後に締結する募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われなないこととなります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記「(4) 払込取扱場所」へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社極洋	東京都港区赤坂三丁目3番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3 【株式の引き受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金額(円)
149,264,570		149,264,570

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

取締役(社外取締役を除く)を対象に、中長期的視野を持って、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「役員向け株式給付信託」を導入するため、本自己株式処分を行うものです。

なお、本自己株式の処分により調達する資金149,264,570円については、払込期日以降順次、全額を諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

また、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先において当社普通株式923,200株(発行済株式総数の8.44%)を信託財産として保有しております。また、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行において当社普通株式523,400株(発行済株式総数の4.78%)を保有しております。
人事関係	当社取締役のうち1名が割当予定先出身者であります。また、当社監査役のうち1名が割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行の出身者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と割当予定先の間には、該当事項はありません。ただし、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年8月4日現在のものであります。また、出資関係につきましては、平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

(1) 本制度の概要

本信託は、あらかじめ当社が定めた「取締役株式給付規程」(以下、「株式給付規程」といいます。)に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社は、取締役に対し、役位および業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントを付与し、原則として取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。取締役に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社は、「株式給付規程」に基づき取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))(以下、「信託銀行」といいます。)に金銭を信託します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

また、第三者割当については、本信託と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託銀行が当社株式を取得します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先：株式会社りそな銀行)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従いますが、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

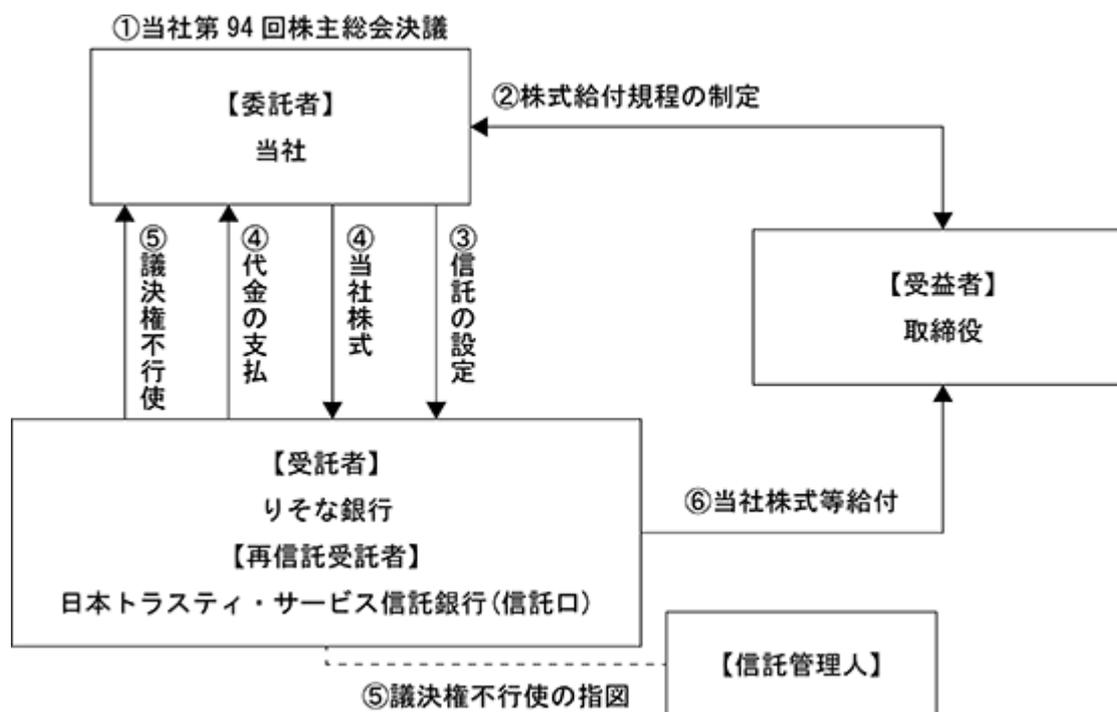
(2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

(本制度の概要)

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)) |
| (4) 受益者 | : 当社取締役のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成29年8月21日 |
| (7) 金銭を信託する日 | : 平成29年8月21日 |
| (8) 信託の期間 | : 平成29年8月21日から信託が終了するまで |
| (9) 議決権行使 | : 行使しない |
| (10) 取得株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (11) 取得株式の総額 | : 149,264,570円 |
| (12) 株式の取得時期 | : 平成29年8月21日 |
| (13) 株式の取得方法 | : 第三者割当による処分(第三者割当の方法による当社株式の取得) |
| (14) 残余財産 | : 当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。
金銭については、その時点で存在する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。 |

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に関して平成29年6月27日開催の当社第94回株主総会において、取締役の役員報酬枠の承認決議を得ております。

当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定しております。

当社は、上記の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

本信託は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

信託期間中、上記の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役が株式給付規程の定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制、過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託の導入にあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の割り当てを行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「業績連動型株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てしようとする株式の数

47,918株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式の処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先：株式会社りそな銀行)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

また、割当予定先及びその原信託受託先である株式会社りそな銀行(以下「割当予定先等」といいます。)が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先のホームページ等の公開情報に基づき調査を行い、同社の倫理憲章の一つとして「反社会的勢力への冷静かつ信念を持った毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、原信託受託者についてもホームページ等の公開情報に基づき調査を行い、同社のコンプライアンス体制として「反社会的勢力の排除」が掲げられており、その取り組みについても問題がないことを確認しました。その結果、当社といたしましては割当予定先等が特定団体等でないことおよび割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成29年8月3日)の東京証券取引所における当社株式の終値である3,115円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年7月4日から平成29年8月3日)の終値の平均である3,109円(円未満切捨て)からの乖離率は0.19%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成29年5月8日から平成29年8月3日まで)の終値の平均値である3,094円(円未満切捨て)からの乖離率は0.68%、同直前6カ月間(平成29年2月6日から平成29年8月3日まで)の終値の平均値である3,030円(円未満切捨て)からの乖離率は2.81%となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式給付規程に基づき付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、平成29年3月31日現在の発行済株式総数10,928,283株に対し0.43%(少数第3位を切捨て。平成29年3月31日現在の総議決権総数104,843個に対する割合0.45%)となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本自己株式処分は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	923	8.81	971	9.22
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	523	4.99	523	4.97
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	523	4.99	523	4.97
東洋製罐グループホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	315	3.00	315	2.99
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	250	2.39	250	2.37
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	224	2.14	224	2.13
極洋秋津会	東京都港区赤坂三丁目3番5号	168	1.61	168	1.60
中央魚類株式会社	東京都中央区築地五丁目2番1号	139	1.33	139	1.33
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	121	1.16	121	1.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5	120	1.14	120	1.14
計		3,310	31.57	3,358	31.88

(注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記には、当社保有の自己株式を含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、平成29年3月31日現在の総議決権数(104,843個)に本自己株式処分により増加する議決権数(479個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月4日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年8月4日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。